

新旧対照表（主要改正部分）

	改正箇所	新	旧
住宅	第2 共同住宅 (1) 共用部分 ア 共用出入口、ウ 共用メールコーナー、 エ エレベーターホール、ク 駐車場、 ケ 自転車置場及びオートバイ置場	「…見通しが確保されない場合など、必要に応じて、防犯カメラの設置等により防犯性を高める対策が講じられていること。」	「…見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。」
	カ 共用廊下、共用階段及び避難階段、 コ 通路、サ 児童遊園、広場、緑地等、 シ 塀、柵等、ス ゴミ置場、セ その他の施設	「必要に応じて、防犯カメラの設置等により防犯性を高める対策が講じられていること。」を追加	—
	(防犯カメラの設置に係る留意事項の追加)	ソ 防犯カメラの設置に係る留意事項 (ア) 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用し、有効な監視体制の在り方を併せて検討すること。また、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。 (イ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げる設置場所に応じた照度を確保するほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。 (ウ) 防犯カメラの設置に当たっては、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。	ス 防犯カメラ (ア) 防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制の在り方を併せて検討するとともに、記録装置が設置されていること。また、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置されていること。 (イ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げる設置場所に応じた照度を確保するほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。
道路、公園、自動車駐車場等	第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準 3 自動車駐車場	(2) 駐車場の規模、形態等に応じて、次のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずること。 ア 管理者等が常駐し、又は巡回する。 イ 防犯性を向上させるため防犯カメラを設置する。 ウ 周囲からの見通しが確保された構造とし、確保されない場合には、死角をなくするためのミラーその他の防犯設備を設置する。 エ 出入口に、人を配置し、又は自動ゲート管理システム等を設置し、車両の出入りを管理する。	(2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者等が監視できる防犯カメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しが確保された構造とすること。 (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置すること。 (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理すること。
	4 自転車駐車場	(2) 駐車場の規模、形態等に応じて、次のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずること。 ア 管理者等が常駐し、又は巡回する。 イ 防犯性を向上させるため防犯カメラを設置する。 ウ 周囲からの見通しが確保された構造とし、確保されない場合には、死角をなくするためのミラーその他の防犯設備を設置する。 エ チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置により整列した駐車を促すこと。	(2) 周囲からの見通しが確保されない場合には、その規模等に応じて、次のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずること。 ア 管理者等が常駐し、又は巡回する。 イ 管理者等が監視できる防犯カメラその他の防犯設備を設置する。 ウ 死角をなくするためのミラーその他の防犯設備を設置する。 (3) チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置により整列した駐車を促し、自転車等の盗難防止の措置を講ずること。
	(防犯カメラの設置に係る留意事項の追加)	5 防犯カメラの設置に係る留意事項 (1) 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用し、有効な監視体制の在り方を併せて検討すること。また、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。 (2) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げる設置場所に応じた照度を確保するほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。 (3) 防犯カメラの設置に当たっては、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。	—
学校等	第2 具体的な方策等	(1)～(8) 省略 (9) 必要に応じて防犯カメラ等の防犯設備の設置を検討する。 (10) 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用するとともに、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。	—

